

家族会員プログラムについて

「日本家族会員パイロットプログラム」について

2015～2016年度

335-A 地区

地区会則委員長 田中 充

2007年1月1日より導入された「家族会員プログラム」国際会費割引制度。

1人目の家族会員（世帯主）は 国際会費を全額支払い、2人目から5人目までの子会員（4人）の国際会費は半額、国際協会入会金は全額支払う。

家族会員プログラム<規定>

1項 家族会員プログラム（家族会員会費制度）

家族を対象とした特別な割引会費の下に、家族が招請を受けて入会する機会を提供するものである。自分の家族を所属するクラブに入会させることを望む既存の会員、並びに地域社会への奉仕活動をその地域における多くの家族の参加をもって拡大されたいと願うクラブ向けに企画された制度である。

2項 家族の定義は次の通りとする

本プログラムの目的上、家族員「子会員」として認められる有資格者の定義は下記の通り。

家族には、血縁関係・婚姻関係または法律上の他の縁戚関係による同一世帯に住む家族全員が含まれる。一般的な世帯家族（会員）には、親、子、配偶者、叔父、叔母、従兄弟、祖父母、義理の親や兄弟、そのた法律上の扶養家族が含まれる。

3項 家族会員プログラムの適用

ライオンズクラブへの入会資格があり、同一クラブに所属在籍し、かつ同一世帯に住居する家族全員を対象に新会員として招請を受けクラブ理事会の承認を得て入会する事が出来る。1世帯につき有資格の家族員（子会員）4名まで適用され、新クラブについては、通常額の会費を支払う会員が10名いなければならない。大学在学中又は兵役に就いている26歳未満の成人には同居に関する条件は適用されない。

4項 適用される会員は、正会員及び終身会員（正会員の義務を果している会員を示す）のみである。1人目が正会員、及び終身会員（正会員の義務を果している終身会員）、2人目から5人目までは家族員（子会員4人迄）とする。2人目以後の子会員において、賛助会員等の入会は適用されない。家族会員プログラムによる有資格者の子会員は正会員とみなし正会員の権利と特権を持つと同時に、正会員の義務が課せられる。

(2006年度 335-A 発信第 122 号) (2006年10月5日国際本部回答)

5 項 国際会費とその入会金

1 人目の会員は既存の正会員、又は終身会員（正会員の義務を果している会員）は、通常額の国際会費（並びに該当するクラブ・地区・複合地区の会費）を収めなければならない。1 人目以降の 4 人までの子会員は、規定の国際会費の半額を収めなくてはならない。

各子会員は、国際協会入会金を支払い総ての権利・特権を有する正会員である。世帯主は、会費割引プログラムを受ける資格はもたない。

家族会費の適用を受けるためにクラブへの入会日付を改ざんしたクラブに対しては、本割引は適用されない。

6 項 国際会則により正式に会員になることの出来るのは、成人に達している個人に限る。従って未成年家族員（子会員）は資格が無く、招請する事が出来ない。

7 項 家族員の資格を満たしていることの証明

家族会員適用の条件がみたされていることを判断する為に、家族から提出される証拠書類原本（戸籍抄本・住民票等家族関係及び住居所同居の証明）を検討し、証明する責任を持つ。「家族証明用書式」

クラブ幹事は月例会員報告書に新しい家族会員会費制度の会員が加えられた場合、同時に家族証明用書式を提出しなければならない。同時に行はない場合、普通の新会員入会として登録され、国際会費・入会金の請求を全額クラブに請求される。

8 項 新規結成クラブの場合、家族証明は転籍会員を含め、「チャーターメンバー報告書」上で行われなくてはならない。家族会員プログラムの下で新クラブが結成される場合には、通常会費を支払う会員が最低 10 人必要となる。

9 項 家族会員は、クラブ代議員算出方式に関し、「在籍 1 年と 1 日以上」の規定に準ずる。同時に正会員と同じ権利を持っているので、代議員資格もある。但し、正会員としての義務を果していること。グッド・スタンディング会員であること。

10 項 家族会員という会員種類は無い。家族会員プログラムが正式名称で、公式には正会員。クラブ内で区別して運営を行いたい場合、家族会員とする。

11 項 正会員、又は終身会員（正会員の義務を果している終身会員）が家族会員プログラムを適用し、その家族員を入会招請した場合、その家族員は正会員として招請し新会員として入会する。

（注）終身会員の区別を従来は、活動会員を終身会員 A・非活動会員（義務を果していない）終身会員 B と称して区分していたが、現在は、正会員

と同等な義務と権利を果している終身会員は正会員と同じ扱いをした終身会員、以外の義務を果せない終身会員は終身優待会員か、終身不在会員とする。(国際本部回答)

- 12 項 正会員の奥様を家族会員プログラム適用し入会した場合、奥様も正会員となる。
- 13 項 賛助会員が世帯主として家族会員プログラムを適用した場合、その賛助会員は正会員とならなくてはならない。
- 14 項 家族会員プログラムを適用し家族会員となった子会員（正会員）は、以後賛助会員・不在会員・優待会員に変更する事は出来ない。
- 15 項 家族会員プログラムを適用した新会員を、賛助会員として入会させることは出来ない。

上記「家族会員プログラム」を理解され、下記「日本家族会員パイロットプログラム」を熟読下さい。

日本における「日本家族会員パイロットプログラム」について

<経緯>

- 1・2013年10月6日～9日 オーストラリア・トダグラス国際協会国際理事会において提案のあった、日本だけを対象としたプログラムについて検討した。(会員増強委員会)
日本においては、多世帯が同じ家に居住していないということがあり、これが家族会員推進の足かせの一つになっている。そこで、下記の通り同じクラブに属する限り住所が異なっても家族会員としての入会を認める3年間のパイロットプログラムの導入を承認した。
- 2・プログラムの定義
「日本家族会員パイロットプログラム」は日本の家族で異なる住所に居住していても同じクラブで奉仕を行い、同一又は隣接する都道府県に住居している場合、家族会員としてみなされることとする。
目的；日本で家族会員プログラムを拡大し、家族のクラブ参加への受容を促進する。
期間；このプログラムは直ちに（2013年10月9日より）、3年間実施される。
財源；特に必要としない。
報告；毎月家族会員レポートを作成し、日本各地区における家族会員数の統計を調査する。
- 3・決議（承認）

「日本における3年間のパイロットプログラムとして、異なる住所に住居していても同じクラブで奉仕を行い、同一又は隣接する都道府県に住居している家族である場合、家族会員とみなされることを承認。」

以上 2013年10月9日国際理事会承認により導入。

4・2013年10月21日付

パーマ国際会長からの文書の各クラブ配布についてのお願い。

日本における家族会員招請の推進を目的に国際理事会でパイロットプログラムが承認され、パーマ国際会長から日本ライオンズに対する文書が発せられ、地区キャビネット事務局に送付され、11月1日付で趣旨説明文を添付し90クラブ会長宛てに発信されました。

2013年10月「日本ライオンズのリーダー各位」宛

内容要約抜粋；過去20年に渡り、日本のライオンズ会員数はおよそ6万5千人減少しました。これは日本全体の会員数として、実に40%の減少になります。会員数の減少にも関わらず、日本での奉仕へのニーズは常に増加しています。日本ライオンズの会員増強とクラブの強化を推進するため、日本だけを対象とした特別な3年間のパイロットプログラムとして、「日本家族会員パイロットプログラム」を導入いたしました。このプログラムは日本において家族会員をクラブに招請するために設けられたものです。

「家族会員プログラム」は、2007年1月導入されたプログラムです。

「家族会員プログラム」規定1～15参照。

今回導入された「日本家族会員パイロットプログラム」では、家族会員として加えられる会員（子会員）は、同一クラブに所属し、同一又は隣接する都道府県に居住している限り異なる住所であっても家族会員として国際会費半額免除をうけられることとなりました。

国際会長 バリー・J・パーマー

5・「家族で会員倍増事業」についての緊急会長会

2013年12月9日 13:30～15:30 開催

2013年8月第1回全国ガバナー連絡会議において、国際第二副会長（当時）自身がLIONSの5文字になぞらえ掲げられた5項目の宣言〈忠誠心・変革・団結力・ノーベル平和賞・国際貢献〉のうち、特に団結力を強調、「数は力、国際理事数増（オセアルでの日本の位置保全・向上等）代議員数増強・会員増強の為に会員を倍増すべし、その方法は特典付の家族会員で・・・」という檄があり「日本家族会員パイロットプログラム』導入の発端となる。

2013年11月18日第二回全国ガバナー連絡会議（内容11月ライオン誌

掲載) 等国際理事会・日本限定プログラムの説明あり。

複合地区としては、2年後日本2人目の国際会長に就任される方の要請に応えることにもなると認識し「前へ進めよう」という動きである。

地区会費無料に関しては、年次大会の決議事項であるべき事項であるので、今期(2013年度)に限り国際方針通達に従う。来期以降の扱いは年次大会議案とする。その他郭会長からの縷々質問・意見交換等あり。

議事録を解読下さい。

6・2013年度335-A発信 第100号 12月18日

地区キャビネット方針

- 1、 国際会長方針「日本家族会員パイロットプログラム」に基づき会員倍増のお願いする。
- 2、 今期の目標は、世代交代、家族で奉仕事業参加等次世代への布石の一つとの考え増強をお願いする。
- 3、 実施、即日事項記載の会則等改正は入会処理と平行して実施。
- 4、 次期以降は、内規等環境整備の上努力されたい。
- 5、 権利・義務は正会員と同等にあり、正会員とする。
- 6、 例会出席率に関し、家族会員1世帯につき1名で計算する。
- 7、 世帯主ご逝去の場合、子会員から世帯主になるよう指導する。
ない場合は、総ての子会員は退会となる。
- 8、 世帯主(正会員)が会員種変更され(優待・不在・終身(正会員の義務を果せない終身)賛助(正会員から賛助会員への移動は好ましくない)した場合、子会員は退会となる。
- 9、 複合地区会費・地区会費等会費に関しては、各年次大会決議事項で事案提出後に決定する事項であり、今期(2013年度)に限り国際理事会方針に従い、来期(2014年度)以降の取り扱いは2014年4月年次大会で審議することとする。
- 10、 権利・義務は、子会員は正会員であるので、正会員と同一である。

「家族会員プログラム」と「日本家族会員パイロットプログラム」

<2007年1月1日導入> <2013年10月9日導入>

We Serye. We serve as a Family

定義及び規則に関して

- 1、 家族会員プログラムと日本家族会員パイロットプログラム相違点
家族会員プログラムの定義1項～15項の内、
 - A、 2項 家族の定義
同一世帯（同居）・同一住所に住む家族が、隣接の都道府県の異なる住所に拡大され同一住居でなくてもよくなる。
 - B、 5項 国際会費とその入会金は、同一である。
複合地区会費・地区会費は、年次大会で決定。
 - C、 7項 家族員の資格を満たしている証明不要となる。
 - D、 2・5・7各項以外の家族会員プログラムの定義は、日本家族会員パイロットプログラムにおいても有効である。
- 2、 その他
ライオンズクラブは、ライオンズ必携による方針と規定、そして最も重要なことは会員の道徳を含む倫理観で運営・奉仕を実行しています。
 - 1、 家族会員（子会員）は正会員でありクラブの総会員数にカウントされ国際協会に登録されます。
 - 2、 家族会員（子会員）は、クラブ代議員算出の対象としてカウントされる。
 - 3、 家族会員（子会員）は、正会員であるが必ずしも例会に出席する必要はない。可能な限り奉仕事業に参加することが望ましい。
 - 4、 家族会員（子会員）の会費は、入会時に国際協会入会金(\$25)国際協会会費半額(\$21,50)のみとする。
 - 5、 335複合地区及び準地区は、複合地区会費・地区会費を半額徴収している。
尚 他の7複合地区は徴収なし。
 - 6、 このプログラムでは、子会員の会費は国際会費半額のみ。地区費・複合地区費他、総ての費用は全国統一にて原則的免除とする。335複合地区・335-A地区は半額徴収。
 - 7、 家族会員プログラムの規定2・5・7以外の規定有効。

家族会員規則の継続に関して

日本家族会員パイロットプログラムは3年間の有効で、2016年6月30日で終了する。

3年経過後の「日本家族会員パイロットプログラム」どのように継続されるか、「パート2」として単純に導入されるか、従来の「家族会員プログラム」として一部改正され導入されるか、また新たなる「家族会員プログラム」として拡大解釈され規定内容を設定し導入されるか、及び次期国際会長の方針に基づく事項を考慮し導入されるか、いずれにしても国際理事会（年4回開催）で審議され答申・決定される。

終了後の「日本家族会員パイロットプログラム」で入会された家族会員に対する規則内容の対処・処遇等の規則改訂、国際理事会の方針に注意し対処したい。

6月の国際大会と同時に開催される国際理事会で方向等が決定される場合は次期地区会則委員長のご指導の基で対処推進をお願いいたします。

<追伸事項>

正会員としての義務・権利並びにグッド・スタンディング会員

義務をはたして権利が生まれることを忘れないよう。

<義務>

- 1・月2回の例会出席（出来なかった場合メイクアップ規則活用）。理由もなく連続4回欠席の場合グッドスタンディング会員でなくなる。
- 2・クラブ奉仕事業への出席。
- 3・課せられた会費の支払い（幹事からの請求後30日以内）。
- 4・ライオンズクラブ会員として良好なイメージを示す言動・行動。以上を満たしている会員をグッドスタンディング会員と証する。正会員・終身会員（正会員の義務を果たしている終身会員）で義務を果たしている会員をグッド・スタンディングと称する。義務を果たした会員のみ権利が生ずる。

<権利>

- 1・国際協会・複合地区・準地区・クラブ役員に立候補できる。
- 2・投票権（表決権）を履行できる。
- 3・国際・複合地区・準地区の各大会の代議員になれる。